平成２２年（フ）第４号
堺市北区百舌鳥梅町１丁387番地７、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅町１丁10番地24
破産者　釣田　一夫
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
兵庫県芦屋市西蔵町６番15号
破産者　鍵谷　　覺
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１７号
兵庫県芦屋市西蔵町６番15号
破産者　鍵谷　澄子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目10番９号
破産者　藤井　麻未
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５１号
兵庫県西宮市高須町１丁目５番６―603号
破産者　高杉まり子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1617号
破産者　稲毛　淳一
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４号
福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原2663番地
破産者　加耒　宏晃
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
熊本市戸島西６丁目１番６号
破産者　中島　浩二
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２７号
熊本市桜町５番10―606号
破産者　吉山　和輝
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市宇宿町1726番地372
破産者　高田　儀敏
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県いちき串木野市下名12040番地２
破産者　平見　浩一
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市石谷町2190番地６
破産者　春成　　聡
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
岩手県北上市相去町中成沢３番地46
破産者　高橋　勝彦
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第５３４号
埼玉県越谷市赤山町５丁目３番16号、旧住所埼玉県草加市金明町1346番地６
破産者　木野　　仁
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1398番地８
破産者　小島　太一
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０８号
山梨県甲府市美咲２丁目10番25号
破産者　保坂　武史
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
山梨県北杜市長坂町富岡191番地　日野春コーポ１Ｃ
破産者　長谷川俊和
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目24番地２
破産者　奈良ルーフサービスこと　森本　研三
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
和歌山県岩出市岡田240―１―1002号、開始決定時の住所和歌山県岩出市水栖359番地の31
破産者　長野タイルこと　長野　富哉
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７６号
和歌山市向13番地の１　コーポ111、開始決定時の住所和歌山市手平３丁目１番15号
破産者　井上商店こと　井上　良道
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係